

# 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

被保険者は、「被扶養者(異動)届」と「被扶養者調査票」に次の必要書類を添付して事業所健保窓口経由健保組合へ提出してください。

	18歳以上の子供		配偶者	父母	義父母	その他家族
	学生の場合	学生以外の場合				
同居	収入なし	今まで働いていない人 「所得証明書」または「非課税証明書」 病気等で退職し雇用保険を受給延長する人 「受給期間延長通知書」 退職して雇用保険を受給終了した人 「雇用保険受給資格者証の表裏両面」 退職して雇用保険を受給しない人 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」 退職した会社で雇用保険に未加入の人 退職日が確認できる書類(「退職証明書」等) と雇用保険未加入がわかる書類(「給与明細書」等)	今まで働いていない人 「所得証明書」または「非課税証明書」 退職した人 退職日が確認できる書類 (「退職証明書」「退職時の源泉徴収票」等) 自営業をやめた人 「廃業届」 結婚したとき 婚姻日が確認できる書類 退職後の任意継続をやめたとき 任意継続喪失日が確認できる書類	今まで働いていない人 「所得証明書」または「非課税証明書」 病気等で退職し雇用保険を受給延長する人 「受給期間延長通知書」 退職して雇用保険を受給終了した人 「雇用保険受給資格者証の表裏両面」 退職して雇用保険を受給しない人 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」 退職した会社で雇用保険に未加入の人 退職日が確認できる書類(「退職証明書」等) と雇用保険未加入がわかる書類(「給与明細書」等) 自営業をやめた人 「廃業届」	住民票(世帯全員記載分) 今まで働いていない人 「所得証明書」または「非課税証明書」 病気等で退職し雇用保険を受給延長する人 「受給期間延長通知書」 退職して雇用保険を受給終了した人 「雇用保険受給資格者証の表裏両面」 退職して雇用保険を受給しない人 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」 退職した会社で雇用保険に未加入の人 退職日が確認できる書類(「退職証明書」等) と雇用保険未加入がわかる書類(「給与明細書」等) 自営業をやめた人 「廃業届」	住民票(世帯全員記載分) 今まで働いていない人 「所得証明書」または「非課税証明書」 病気等で退職し雇用保険を受給延長する人 「受給期間延長通知書」 退職して雇用保険を受給終了した人 「雇用保険受給資格者証の表裏両面」 退職して雇用保険を受給しない人 「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」 退職した会社で雇用保険に未加入の人 退職日が確認できる書類(「退職証明書」等) と雇用保険未加入がわかる書類(「給与明細書」等) 自営業をやめた人 「廃業届」
	収入あり	学生証 または 在学証明書 学生とは、全日制の大学生・専門学校生・予備校生(通年コースのみ)等を指します。		給与収入(パート・アルバイトも含む) 「給与明細書」(最新3ヵ月分) または「労働契約書」 (賞与・通勤交通費等の支給がある場合はその証明書も添付) 事業収入 「確定申告書」または「所得証明書」 不動産収入 「確定申告書」または「所得証明書」 年金収入 「年金振込通知書」または「年金支払通知書」または「源泉徴収票」(ハガキは表裏両面をコピー) 利子収入 「収入を証明する書類」 投資収入 「収入を証明する書類」 雑収入(原稿料・印税・講演料等) 「確定申告書」または「所得証明書」または「収入を証明する書類」 健康保険の傷病手当金 「支給決定通知書等金額を証明する書類」 雇用保険の失業等給付 「支給決定通知書等金額を証明する書類」 被保険者以外の者からの仕送り(生計費・養育費等) 「仕送り者氏名と金額がわかる書類」 その他継続性のある収入(譲渡収入等) 「確定申告書」または「所得証明書」または「収入を証明する書類」 <b>(*注意*) 給与と年金など複数の収入がある場合は全ての書類を提出してください。</b>		左記「同居収入あり」欄と同じ書類 住民票(世帯全員記載分)
別居	収入なし	上記「同居収入なし」欄と同じ書類 「住民票」(世帯全員記載分) 仕送りを証明するもの(注4)				
	収入あり	学生証 または 在学証明書 学校の所在地が記載されているもの。		上記「同居収入あり」欄と同じ書類 「住民票」(世帯全員記載分) 仕送りを証明するもの(注4)		

## 注意事項

- 書類は最新のものを出してください。全てコピーで可とします。
- 上記添付書類と併せて、申請する家族が現在加入している「健康保険証のコピー」を出してください。
- 「所得証明書」「非課税証明書」は、市町村発行のものとして。
- 仕送りを証明するものとは、「金融機関の振込明細書」(直近3ヵ月分)、または「自動送金依頼書(金融機関の受理印があるもの)」と「1ヵ月分の振込明細書」のことです。(「振込明細書」は、「誰が 誰に いくら」送金したかわかるものを提出してください。)  
(上記4は、別紙「遠隔地被保険者証申請誓約書」と「仕送り・住居状況申告書」を併せて提出してください。)
- ただし、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、身体(知的)障害者更正施設 に入所のため別居となる場合は、「入所証明書」を添付することで仕送り証明の提出は不要です。
- 「廃業届」「確定申告書」は税務署の受理印があるものを提出してください。
- 添付書類が旧姓の場合は、改姓後の氏名が確認できる書類(住民票等)と併せて提出してください。